

青森県報

第三千四百一十一号

平成二十三年
七月十一日
(月曜日)

目次

告 示

軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名の変更……………	(税務課) …… 一
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………	(高齢福祉課) …… 一
障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定……………	(障害福祉課) …… 二
障害福祉サービス事業者の指定……………	(同) …… 二
家畜伝染病の発生……………	(畜産課) …… 二
基本測量の実施……………	(監理課) …… 二
道路の区域の変更……………	(道路課) …… 二
道路の供用の開始……………	(同) …… 三
公 告……………	
特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告……………	(県民生化課) …… 三
右 同……………	(同) …… 三
出先機関……………	
土地改良区の役員の内退……………	(中南地域民局) …… 四

告 示

青森県告示第五百九十八号

次の軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名について次のとおり変更があったので、青森県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）第十二条の五前段の規定により告示する。

平成二十三年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	変更年月日
変更前	田中商工株式会社	田中 モミ	十和田市西二十一番町二四の二六	平成三・五三
変更後	田中商工株式会社	伏見 輝雄	十和田市西二十一番町二四の二六	平成三・六二七
変更前	伏見 輝雄	伏見 輝雄	十和田市西二十一番町二四の二六	平成三・六二七
変更後	田中 大文	田中 大文	十和田市西二十一番町二四の二六	平成三・六二七

青森県告示第五百九十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十三年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業を行う事業所	指 定 年 月 日
名 称 株式会社糠部 主たる事務所の所在地 三戸郡三戸町大字斗内字田屋ノ下六六の一 名 称 ライフサポート 所 在 地 三戸郡三戸町大字斗内字田屋ノ下六六の一 平成三・七一		

青森県告示第六百号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十三年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
川内調剤薬局	むつ市川内町休所四二の二六七	平成三・七一

青森県告示第六百一号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十三年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

事 業 名	指 定 年 月 日
指定障害福祉サービス	平成三・七一
事 業 者	
株式会社ハイトケアサービス	
主たる事務所の所在地	
青森市中央一丁目二七の五	
障害福祉サービスの種類	
児童デイサービス	
障害福祉サービスを行う所	
児童デイサービスまあむ	
名 称	
児童デイサービスまあむ	
所 在 地	
青森市中央一丁目二七の五	

青森県告示第六百二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十三年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者、疑似患者の別	頭数	発生場所又は区域	発生日
ヨ一ネ病	牛	患者	一	上北郡東北町	平成三・六一

青森県告示第六百三号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 作業種類
基本測量（災害復興計画基図作成）
- 二 作業期間
平成二十三年六月十三日から平成二十四年三月三十一日まで
- 三 作業地域
八戸市
階上町

階上町

青森県告示第六百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十三年八月十日まで青森県国土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類の	路線名	変 更 の 区 間	変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県 道	小国本町線	平川市小国深沢一八の二〇から 平川市小国深沢一八の二〇まで	後	一四・二〇メートルから 四七・〇〇メートルまで	五五・〇〇メートル	
				前	一四・二〇メートルから 四七・〇〇メートルまで	五五・〇〇メートル	

青森県告示第六百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十三年八月十日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道小国本町線	平川市小国深沢一八の二〇から 平川市小国深沢一八の二〇まで	平成三・七二

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成二十三年六月三十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人緑豊かな自然環境を育てる会
- 三 代表者の氏名

- 一 申請のあつた年月日
平成二十三年六月二十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人海の里づくり
- 三 代表者の氏名
大坂 憲一
- 四 主たる事務所の所在地
青森市安方二丁目九の二三
- 五 定款に記載された目的
この法人は、青森県内の海の環境に対する未来を考えると、研究及び啓発する事業を行うことによつて、地域の振興と社会全体の利益に寄与することを目的とする。

畠山 俊雄

四 主たる事務所の所在地

八戸市大字新井田字石動木平一九の六〇

五 定款に記載された目的

この法人は、八戸市及び周辺地域の、子供、青少年と地域住民と共に森をつくり、川と海をはじめとする自然環境の保全活動を行なうことにより、地域社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

出 先 機 関

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、鬼沢榎木土地改良区から、次のとおり役員の前届があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十三年七月十一日

中南地域県民局長 川 村 昌 廣

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理事	藤田 光男	弘前市大字鬼沢字猿沢七〇の二〇	平成三・六・二七

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号 青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町丁目番七
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭